

(介護保険料の負担割合)

第46条の2 介護保険料額の100分の50は事業主、100分の50は被保険者において負担する。

(附則)

1. 平成15年4月1日から介護保険料の負担割合を事業主から10分の1、被保険者から10分の1ずつ下げ、その日から適用する。
2. 「8分の4は事業主」を「13分の6.5は事業主」に、「8分の4は被保険者」を「13分の6.5は被保険者」に改め、平成17年3月1日から施行する。但し、健康保険法第3条第4項の被保険者は、平成17年4月1日から施行する。
3. 「13分の6.5は事業主」を「8分の4.0は事業主」に、「13分の6.5は被保険者」を「8分の4.0は被保険者」に改め、平成21年3月1日から施行する。但し、健康保険法第3条第4項の被保険者は、平成21年4月1日から施行する。
4. 「8分の4.0は事業主」を「100分の50は事業主」に、「8分の4.0は被保険者」を「100分の50は被保険者」に改め、平成24年3月1日から施行する。